

## 現況届の提出は8月31日(火)まで

### ◆児童扶養手当現況届

継続して児童扶養手当を受給するためには必ず提出が必要です。7月末に送付された必要書類を確認・持参のうえ、子育て支援課助成係の窓口にて、現況届を記入してください。

また、該当の方は、ひとり親家庭等医療費助成制度現況届の提出もお願いします。

**【受付期間】**8月2日(月)～31日(火)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日は除く)  
※郵送不可。手続きはご本人のみ可能です。代理の方が手続きすることはできません。

### ◆児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届が未提出の方へ

児童扶養手当を今までどおり受給するには、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」(緑色の用紙)と関係書類の提出が必要です。対象の方には6月11日に必要書類を送付していますので、児童扶養手当の現況届と同様

に8月31日(火)までに提出してください。

### ◆乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度の現況届

乳幼児・義務教育就学児医療費助成(マル乳・マル子)を受けている方で、公簿などにより所得状況の確認ができない方や添付書類が必要な方へ、7月末に現況届を送付します。必要事項をご記入いただき、必要書類などを添えて、8月31日(火)までに提出(郵送可)してください。9月下旬に該当者の方には医療証を、所得超過などで非該当の方には、消滅通知を送付します。現況届が提出されないと、医療証の交付が受けられない場合がありますので、必ず提出してください。

※令和2年度に所得制限限度額超過となった方で令和2年中の所得が制限限度額内の場合は下記へ。

**問** いずれも子育て支援課助成係 ☎042-497-2088

## 電気火災を防ごう!

電気や電気製品に関わる火災は、東京消防庁管内で毎年1,000件前後発生しており、全火災件数の約3割を占めています。

東京消防庁では、どんな小さな電気火災でも原因調査をして、製品の安全化に役立てています。火災が小さいほど詳細な出火原因の特定ができ、製品をより安全にすることが可能です。同じ火災を繰り返さないためにも、通報をお願いします。

また、通報するかどうか悩んだ

ときは、東京消防庁公式アプリや東京消防庁ホームページをご覧ください。消防署にご相談ください。

### ◆電気火災を防ぐポイント◆

- ①電気製品を使用する前には、取扱説明書をよく読む。
- ②使用していない電気製品の差し込みプラグはコンセントから抜いておく。
- ③長年使用している電気製品は異常の有無を点検する。

**問** 清瀬消防署 ☎042-491-0119

## 消費生活相談の現場から

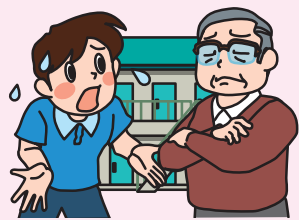
### 賃貸住宅トラブル

賃貸住宅の更新時期を過ぎたら退去させられるの?

**【事例】**2年ごとに更新する契約で賃貸住宅に住んでいる。更新時期を過ぎても手続きに必要な書類が送付されないで管理会社に催促した。送りますと言われたが、それから2か月経っても書類が送付されない。今後、更新手続きをしていないことを理由に退去するように言われるのではないかと不安だ。

**【アドバイス】**賃貸住宅の借主は借地借家法という法律で保護されています。事例のように、期間を定めた賃貸借契約の場合、貸主もしくは借主が期間満了の1年前から6か月前までに相手方に対して更新しない旨を通知しない限り、賃貸借契約は自動的に更新されます(これを法定更新といいます)。これを踏まえると、事例は法定更新された状態と考えられます。

また、仮に貸主が期限内に更新しない旨を通知したとしても、借主に家賃滞納などの契約違反がない場合は、貸主の一方的な都合のみで借主を退去させることはでき



ません。これは借主保護の観点から、貸主が契約更新を拒絶するためには正当事由(社会通念上、賃貸物件の明け渡しを認めることが妥当と言えるような理由)が必要とされているためです。何が正当事由に値するかどうかはケースバイケースですが、建物が老朽化した場合でも実際に借主が生活できる状況であれば容易に認められるものではありません。

こういった理由から更新手続きを行わないまま更新時期を過ぎてしまったとしても、退去させられることを心配する必要はありません。この他にも賃貸住宅の件で困ったときは消費生活センターにご相談ください。

**問** 消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

## 障害のある方などの各種手当一覧

**問** ◆の手当について=子育て支援課助成係 ☎042-497-2088、その他の手当について=障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

制度	対象者	給付の内容など
特別児童扶養手当(国制度)	次のいずれかの障害程度の20歳未満の児童を扶養する父母または養育者。 ①身体障害者手帳1～2級及び3～4級の一部程度 ②愛の手帳1～3度程度 ③①、②と同程度の疾病もしくは、身体または精神に障害のある方	月額52,500円 または34,970円(等級による)
特別障害者手当(国制度)	①20歳以上の日常生活で常時特別な介護を必要とする程度の障害のある方 ②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度の障害のある方 ③①、②と同程度の疾病、精神障害があり1人で日常生活ができない状態の方	月額27,350円
障害児福祉手当(国制度)	①20歳未満の日常生活で常時介護を必要とする程度の児童 ②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度の児童 ③①、②と同程度の疾病、精神障害のある児童	月額14,880円
心身障害者福祉手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。 ①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～3度 ③脳性麻痺④進行性筋萎縮(いしゅく)症	月額15,500円(併給なし)
重度心身障害者手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある64歳以下の方(東京都の認定が必要)。 ①最重度の知的障害で常時特別な介護が必要な方 ②重度の知的障害と身体障害を重複の方 ③重度の肢体不自由で両上肢、両下肢の機能が失われ常時特別な介護が必要な方	月額60,000円
心身障害者手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。 ①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,000円(併給なし)
心身障害児福祉手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳未満の児童を扶養する父母など。 ①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,500円
タクシー利用料助成(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。 ①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～2度	半年で19,800円を上限
心身障害者自動車ガソリン費補助(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。 ①身体障害者手帳6級以上②愛の手帳4度以上	1%あたり54円(上限は等級により30%または50%)
難病疾患者援護金(市制度)	市が定める特殊疾病に罹患して、かつ東京都発行の特殊疾病医療券(法制番号54.82.83)をお持ちの方	月額4,500円(併給なし)
交通遺児等援護金	18歳未満の児童のいる世帯で、生計を維持していた父母、児童を扶養していた方が交通事故により死亡または障害者となった場合	月額4,500円
◆児童扶養手当(国制度)	18歳到達の年度末までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障害がある児童を養育し、次の要件に該当している方。 ①父子・母子・養育者家庭など ②父または母が重度の障害である場合	月額1人の場合43,160円～10,180円(所得額による)
◆児童育成手当(都制度)	18歳到達の年度末までの児童を養育し、次の要件に該当している方。 ①父子・母子・養育者家庭など ②父または母が重度の障害である場合	月額1人13,500円
◆児童育成手当-障害手当(都制度)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。 ①身体障害者手帳1～2級程度 ②愛の手帳1～3度程度 ③脳性麻痺④進行性筋萎縮(いしゅく)症	月額1人15,500円

※いずれも所得制限などがあります。また、金額が変更になる場合や、異なる手当・助成を併給できないものがあります。

## 令和3年度 肝炎ウイルス検診・結核健診(単独検診)

特定健康診査などと同時に受診する機会がない方に、肝炎ウイルス検診と結核健診の単独検診を実施します。いずれも無料です。

**問** 肝炎ウイルス検診=40歳以上で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方。結核健診=65歳以上の方。いずれも清瀬市に住民登録がある方

**【実施期間】**8月2日(月)～12月31日(金)(年末につき、最終日は各医療機関にお問い合わせください)

**【実施場所】**市内指定医療機関

**【検査方法】**肝炎ウイルス検診は

血液検査、結核健診は胸部エックス線撮影

**問** 8月2日～12月28日に直接窓口または電話で健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076へ

※令和元年度をもって前立腺がん検診は廃止いたしました。



肝炎ウイルス検診についてはこちら



結核健診についてはこちら